

食の安全確保に関する意見書(案)

汚染米の不正転売問題は底知れない広がりを見せている。残留農薬やカビ毒に汚染された輸入米などが保育園や学校、病院、福祉施設で給食に使われ、おにぎりとしてコンビニで販売されたことが次々と明らかになっている。

大阪府内でも12市町で小学校167校、中学校4校、合計50万366食の学校給食のだし巻き卵や厚焼き卵、オムレツなどに使われていた事実が明らかになっている。

国民を不安に陥れているだけでなく、偽装された米を知らずに取り扱った業者が経営に打撃を受けるなど問題は極めて深刻である。

不正に転売した三笠フーズなど一部業者やそれを見逃してきた農水省の責任は重大である。

これまでもダイオキシンに汚染された輸入豚肉・鶏肉事件、毒入り餃子事件、雪印乳業の乳製品による集団食中毒事件、牛肉やうなぎの産地偽装、相次ぐ食品の賞味期限の改ざん、最近の丸大食品のメラニンが入った菓子パンなど枚挙にいとまがない。こうした事件の背景には、政府による食の安全規制を大幅に緩和してきたことがある。

国民の食の安全への信頼を取り戻すための政府と国会の責任は重大である。

よって政府及び国会は、下記の事項の実現に努めるよう強く要望する。

記

- 1、汚染米事件の全容解明と被害業者への支援策を講じる。
- 2、ミニマムアクセス米の輸入を中止する。
- 3、米の貿易と流通を自由化する政策を根本的に見直し、食の安全に責任を果たす体制を確立する。
- 4、輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底をはかる。
- 5、農産物加工品の監視体制を強化し製造年月日表示を復活する。
- 6、地産地消や食の安全を重視した地域づくりを支援する。
- 7、「食料自給率向上」を国政の重要な柱に据え、50%台回復を最優先課題とする。
- 8、中国からの乳製品は、安全性が確認されるまで輸入を中止する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2008年 11月 日

摂津市議会

(日本共産党提出)